

【立憲民主党に道交法改正法案について、あらためて要望】

電動キックボードの危険性を繰り返し主張！

交運労協は、3月17日に引き続き24日、衆議院第二議員会館内会議室で開催された立憲民主党内閣部会・国土交通部会合同会議に出席し、今次通常国会において審議されている道路交通法の一部改正による電動キックボードの交通ルールについて、再度、危険性を指摘するとともに、施行は時期尚早であることを強く主張した。

冒頭、森山浩行内閣部会長（衆議院議員）が「本日も交運労協の方々にお越し頂き、感謝を申し上げます。今次道交法の一部改正法案は参議院先議となっていることから、十分に納得のいくまで論議したい。前回に付け加えることがあれば交運労協からご発言頂きたい」と述べた。これを受けて、全自交労連の松永書記長は、「2019年11月に経済産業省による電動キックボードの実証実験が開始された。昨年10月で終了し、この結果を踏まえ、警察庁が道交法の一部改正に向けて議論して閣議決定に至ったと思っていた。しかしながら、昨年10月以降も何度も実証実験が重ねられ、今年7月まで継続されることが判った。問合せたところ、経産省は事業所管のみであり、検討するのは警察庁などであると無責任な回答であった。現在、実証実験を繰り返しながら、地域を拡大しているが、実証実験を止めさせて、安全性について徹底的に議論すべきである。私たち交通運輸産業に働く者にとって、危険な乗り物が増えることを大変危惧している」と述べた。



続いて、小宮山泰子国土交通委員会筆頭理事（交運労協政策推進議員懇談会幹事）が「電動キックボードによる死亡事故が発生してからでは遅い。安全性が確保できるよう、十分に論議したい」と挨拶を行った後、城井崇衆議院議員が、「問題点として①スピード性能と速度制限、②年齢確認の方法、③ヘルメット着用の義務、④事後検証と見直し条項を求めるべき」と述べた。





また、森屋隆参議院議員（交運労協政策推進議員懇談会事務局長）より「安全を何よりも優先すべきと考えれば、電動キックボードを導入させてはならない。電動と手動の切り換えによる走行ルールについてお聞きしたい」との質問が出され、全自交労連の松永書記長と運輸労連の福本書記次長は「電動である間は車道、手動時は自転車専用通行帯等を走行することになっており、切り換えることによって何でも

できる。6km/h以下でも電動で走行する時はランプが水色に点灯し、20km/hの時は緑色となるが、現在、改造できないようにすることの検討が進められている」と回答した。これを受け、山岸一生衆議院議員から「まさに法案ではこの切り換えが、政省令に任せられており、審議のポイントになると考えている」と述べた。住野議長は、「速度で走行路を分けるということに納得がいかない。現実問題として20 km/h以上で歩道を走行している自転車は取締りの対象にできるのか。前回も申し上げたが、電動自転車の走り出しは人力だが、電動キックボードはあくまでも電動を主としている乗り物である。電動・手動のどちらを主とする乗り物であるかによって、走行路を区分けしなければならない」と述べた。



続いて、運輸労連の福本書記次長が、「前回、江崎孝参議院議員（交運労協政策推進議員懇談会幹事）から業界として配送ロボットを推奨しているのかと、ご質問を頂き、都市部ではあまり効果的ではないと回答したが、山間部や過疎地域、インテリジェントビルの館内物流などでは有効的であると思う。ただし、歩道のない道路を走行する際の安全性や、事故発生時への対応には問題がある」と、前回の回答を補足した。

江崎孝参議院議員からは、「①本年7月まで経産省による電動キックボードの実証実験が続けられるとのことだが、いかに対応すべきか、②運転自動化レベル4導入については問題ないと考えてよいか」との質問が出され、全自交労連の松永書記長は「①電動キックボード導入のスタートは、そもそも高齢者の移手段の選択肢を増やすこととして三輪か四輪のキックボードを導入することとなっていたが、いつの間にか電動キックボードだけの議論に移行された。今後は公安委員会と警察庁が対応することであると、経産省は回答しているが、今一度、導入の是非に立ち返る必要がある。②タクシーにおいてレベル4の自動運転を実験したが、工事用のポールなどには反応しないことが明らかになった。また、マンホールの蓋が開いていても気づかずに落下するのではないかと危惧している。一般道を走行するまで、まだまだ20～30年は掛かると思う」と回答し、ヒアリングは終了した。



交運労協は、今後、法案の慎重審議を求めて、問題点などについて意見反映に努めていくこととする。

以上